

船橋市立浜町保育園 運営規程（乳児等通園支援事業用）

制定日：令和 7 年 1 0 月 1 日

（施設の名称等）

第 1 条 船橋市が実施する乳児等通園支援事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 船橋市立浜町保育園
- (2)所在地 船橋市浜町 1 丁目 1 番 1 号

（事業の目的）

第 2 条 船橋市立浜町保育園（以下「当園」という。）は、乳児等通園支援事業所の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）に対し、適正な乳児等通園支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の乳児等通園支援の提供を行うことにより、全てのこどもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用乳幼児の意思及び人格を尊重して、常に利用乳幼児の立場に立って、乳児等通園支援を提供するよう努める。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえて乳児等通園支援を提供するよう努める。
- 4 当園は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（提供する乳児等通園支援の内容）

第 4 条 当園は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）その他の関係法令等を遵守し、保育所保育

指針に準じ、事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて、乳児等通園支援を提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当園が乳児等通園支援を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（園長） 1人

施設長は、乳児等通園支援の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保育士 4人

保育士は、乳児等通園支援の指導計画等の立案をし、その計画等に基づきすべての利用乳幼児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

（乳児等通園支援の提供を行う日）

第6条 当園が乳児等通園支援を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる日は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、乳児等通園支援の提供を行わないことがある。

（乳児等通園支援の提供を行う時間）

第7条 乳児等通園支援を提供する時間は、午前9時から午後5時までとする。

（利用者負担額）

第8条 当園は、船橋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第18条第1項に規定する利用料について、別表1に掲げる額を利用日当日に利用乳幼児の保護者から徴収する。な

お、実施要綱第 19 条に規定する利用料減免を実施した場合の額については、別表 1 の項番 1 から 3 までに掲げる。

2 当園は、実施要綱第 18 条第 2 項に規定する実費徴収に係る費用について、別表 2 に掲げる額を利用日当日に利用乳幼児の保護者から徴収する。

(実施方法)

第 9 条 乳児等通園支援の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当園は、「一般型（専用室独立実施型）」にて乳児等通園支援を提供するものとする。
- (2) 当園は、実施要綱第 7 条第 3 号から第 5 号までの規定により、乳児等通園支援を提供するものとする。

(利用方法)

第 10 条 当園は、「柔軟利用」に基づき乳児等通園支援を提供するものとする。

2 乳児等通園支援の利用方法は、実施要綱第 8 条第 2 項から第 3 項までの規定による。

(利用定員)

第 11 条 利用定員は、次のとおりとする。

区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
定員	4 人	3 人	3 人	10 人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 12 条 当園は、実施要綱第 16 条の規定に基づく事前面談を行った上で、乳児等通園支援の利用の可否を決定するものとする。

2 当園は実施要綱第 17 条の規定に基づき、利用乳幼児の受け入れを行うものとする。

3 当園の利用乳幼児が次のいずれかに該当するときは、乳児等通園支援の提供を終了するものとする。

- (1) 実施要綱第 5 条に規定する要件のいずれかに該当しなくなったとき。

- (2) 利用乳幼児の保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が困難であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

4 乳児等通園支援の利用に当たっての留意事項は、前3項の規定によるもののほか、実施要綱第9条の規定による。

(緊急時等における対応方法)

第13条 当園の職員においては、乳児等通園支援の提供を行っている利用乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第16条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、他機関に対して利用乳幼児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用乳幼児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第17条 当園は、その提供した乳児等通園支援に関する苦情に迅速かつ適切

に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第18条 当園は、乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 乳児等通園支援に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表 1（乳児等通園支援の提供に要する利用料）

項番	区分	こども 1 人 1 時間 あたりの利用料
1	乳児等通園支援を受けた日において生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合	0 円
2	保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税を課されない者である場合（1 に掲げる場合を除く。）	6 0 円
3	保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額が 7 万 7 , 1 0 1 円未満である場合（1 及び 2 に掲げる場合を除く。）	9 0 円
4	1 ～ 3 以外のこども	3 0 0 円

項番 1 から 3 までは、利用乳幼児の保護者から各区分に応じた減免の申請がなされ、適用を認められた時点から生じる利用料を対象とする。

別表 2（乳児等通園支援の提供に要する実費徴収額）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
給食・おやつ提供に係る費用 （希望者のみ）	食材料費を徴収	1 食 3 0 0 円